

[研究論文]

1940年代前半における大日本三曲協会の活動:雑誌『三曲』を通じて

福田 千絵

1. はじめに

本稿の目的は、1940年に設立された邦楽団体「大日本三曲協会」における演奏以外の活動を、雑誌『三曲』にもとづいて再構成し、戦争期に三曲家のおかれた状況の一端を明らかにすることである。

三曲は、地歌箏曲・尺八の総称であり、地歌箏曲・尺八の各種目には、大きく分けて、生田流箏曲、山田流箏曲、琴古流尺八、都山流尺八という流派がある。各流派の内部に多数の会派や支部があり、温習会を始めとする演奏活動は、この会派や支部ごとに行われる。このように三曲は小グループが並立共存する構造であるのにもかかわらず、大日本三曲協会は構想から短期間で設立され、戦争期の三曲界を牽引する役割を果たした。

大日本三曲協会は、1940年に設立され、44年に「三曲協会」に改称し、戦後は「日本三曲協会」^{*1}として東京を中心とした三曲家が会員となり、現在に至る。大日本三曲協会の設立と活動は、37年7月に始まる日中戦争、41年12月の真珠湾攻撃を契機に始まるアジア・太平洋戦争（大東亜戦争）の進展と軌を一にしている。大日本三曲協会は、後述するように、芸能統制の一環として、邦楽雑誌『三曲』（1921年7月創刊）主幹の藤田俊一が警視庁令に対応し、東京の三曲教授者をまとめる形で設立された。したがって、雑誌『三曲』にはその設立経緯及び活動の記録が詳細に記されている^{*2}。雑誌の彙報欄には、協会が国策に沿って次々に新たな活動を強いられ、それに進んで対応しようとする藤田の姿勢、会員の動向を詳しく見ることができる。当時、次々に結成された音楽芸能団体の動向については戸ノ下氏の著書（戸ノ下2008）に詳しいが、三曲を始めとする邦楽団体について個別には考察されていない。しかしながら、『三曲』を手掛かりにすることで、邦楽団体の動向の一端を把握することができると考えられる。

大日本三曲協会の音楽活動には、新作発表会や協会演奏会など新たな演奏機会もあったが、彙報欄を追っていくと、演奏以外の協議事項が次々に生じ、対応に追われる様子がみえてとれる。その事態は当然のことながら音楽活動にも大きく影響していった。そこで、本稿は、協会の活動を考察する端緒として、協会の演奏以外の活動に焦点を当て、演奏以外の協議事項と協会の対応について考察する。

対象資料は、『三曲』1940年1月号～44年5月号、及び後継誌『日本音楽』44年7月号、8月号。対象資料においては最終号となる『日本音楽』8月号は発行が遅れ、実際には44年10月5日以降27日以前に校了したとみられる。本稿では、2誌の引用の際に、『三曲』1942年6月号の52頁であれば、(42:6:52)と表し、『日本音楽』の場合は44年の7月号と

8月号のみであるので、(日8:32)と表す。

2. 大日本三曲協会の設立と変遷

2.1. 設立経緯

警察による芸能統制は明治期から演劇や映画を対象に個別に行われていたが、1921年の興行取締規則は従来の規則を一本化し、37年の改正を経て徐々に強化された。そして、40年2月1日の興行取締規則改正は、従来にはなかった技芸者制度と技芸者団体の組織化が規定され、技芸者を警察権力の下に統制するものであった(戸ノ下2008:57-58)。

この改正によって、警視庁から下付される許可證がなければ舞台上がれなくなり、また、地域ごとに新たに公認の団体を結成し許可を受けることにもなった(40:2:54)。

ところが、興行取締規則には三曲家についての明言はなく、「興行に出演して技芸を為すを業とする者」という定義に、演奏は年に数回で、教授が主である三曲家にはそのままではまらなかった。そこで、『三曲』主幹の藤田俊一が警視庁保安課に出向いて尋ねたところ、「各警察で扱う事で一々師匠の説明をするより技芸者の許可をとっておいた方が双方に都合が宜しい」となり、「三曲界の人々全部を登録して貰う事にした」という。このようにして、東京の三曲家について、『三曲』を発行している美妙社で届出を取りまとめることになった(40:4:57)。

続いて4月20日には、音楽技芸者に加え、教授者にも登録制度が布かれた。そのため、藤田は警視庁保安部へ「再三出頭して」三曲界の実情を述べて手続きを相談した。その結果、この統制は、警視庁の大方針として全技芸者一体の協会を設置して国民文化に寄与する為のものであり、その中へ邦楽協会と分立して独立したる三曲協会の存立を認められ、協会において今後の三曲一切を処理する様命ぜられたという(40:5:59)。このように警視庁の統制に沿い、『三曲』主幹の藤田が中心となって、大日本三曲協会が成立することになった。成立に至る経緯を表1に示すが、実質半年かからずに設立されたことになる。

なお、発足時の協会役員について、会長は、山田流箏曲の今井慶松、副会長は生田流箏曲の富崎春昇、琴古流尺八の川瀬順輔、都山流尺八の中尾都山。相談役は、藤田のほか、山田流・生田流の箏曲家6名。理事は、常任の6名を含む総勢29名、監事6名、評議員100名余。成立時の会員数は、1,100余名であった(40:7:58-59)。

表1. 大日本三曲協会創立に至る経緯 *『三曲』集報欄をもとに作成。

月日	行事
2月1日	興行取締規則改定
4月20日	教授を生業とする者も許可制
5月21日	警視庁当局と三曲家各流派代表との懇談会（名称決定、設立実行委員任命）
5月24日	各流代表集合して相談会（会則及び役員決定）5月30日、6月4日にも開催された。
6月13日	全役員集合して相談会
6月26日	創立総会及び発会式

2. 2. 設立後の変遷

協会設立後の主な行事を稿末の表2に示した。協会設立の年末に、芸芸者団体を一体化する、警視庁による新団体「芸能文化連盟」が発足し、大日本三曲協会もその傘下となった。これは、10月に成立した日本技芸者協会（構成団体は、講談落語協会；浪曲協会；大日本舞踊連盟；大日本長唄連盟；大日本三曲協会；邦楽協会；帝都漫才協会；東京漫談協会；大日本俳優協会；落語家協会；太神楽曲芸協会；日本奇術協会）と既存の東京興行者協会（映画部；演劇部；演芸部；競技部）が合併して成立したものであった（41:1:48）。

その後、44年4月に芸能文化連盟が「社団法人大日本芸能会」に改組され、大日本三曲協会は「三曲協会」に名称が変更された（44:1:26-27）。大日本芸能会は、43年12月に芸能団体整備要綱の案が情報局から指示されたのを受け、芸能文化連盟を母体として全国的組織に改組拡充する目的で成立した。社員構成団体は、長唄協会、邦楽協会、三曲協会、日本舞踊協会、日本音楽文化協会、日本俳優協会、日本演劇協会、日本演芸協会、浪曲協会、漫才協会の10団体であった（日7:45）。

大日本芸能会の設立により、傘下の三曲協会は全国的総本部となり、各府県都市に支部が設置されることになった（44:5:6）。支部組織として、まず、三曲長唄邦楽舞踊の4協会の関西支部が結成され、続いて三曲協会東京支部も発足した（日8:30）。

以上のように、短期間で設立改組を迫られたが、三曲界はつねに迅速に対応し、最後まで独立した芸能統制団体の位置を失うことはなかった。

2. 3. 大日本三曲協会の運営

協会が発足した1940年には毎月、理事会あるいは常任理事会が開かれ、場合によって、尺八部や箏弦部の役員会、演奏会委員会などが開催された。このように協会発足当初は、まず技芸證申請と協会入会が事務的な課題であったが、新企画の演奏会についても熱心に話し合いが持たれた。

ところが、40年末に上位組織である芸能文化連盟が発足すると、所属団体の各協会書記長の連絡機関として毎月7日に集合する「七日会」が設けられ、ほかに17日、27日も書記長連絡会が開かれるようになった。そこで伝達された国策に沿って協会内で検討が行わ

れ、緊急に臨時役員会が開かれることも珍しくなかった。藤田を始めとする幹部の協会外での会議は年を追って増加し、演奏以外の事柄に忙殺されるようになっていった。

一方、会員の活動の大きな柱となったのが、三曲隣組組織であった。最初の三曲隣組として、渋谷区内の協会員60名による渋谷区三曲隣組が41年2月2日に結成された。これに先立ち、隣保組織に関する40年9月発令の内務省の訓令により、9月末には全国で約120万の隣組が設置されたが（由井1980：77）、渋谷区の試みはこれに触発されたものといえる。

8月に入ると、七日会（芸能文化連盟の書記長連絡会）を受け、協会においても隣組機構整備が緊急課題となった。8月は連日話し合いを持ち、組長を選定し、組長会の日程を9月21日に設定し、結成が促された。これは、8月25日付の「空襲下に於ける音楽演芸に関する指令」を受け完備を急ぐ事になったという（41:9:55）。渋谷区の場合は、区民の三曲家によって自発的に結成されたが、この時は半ば強制的かつ緊急に結成が進められたと考えられる。

準備は早急に整い、10月号には「大日本三曲協会三曲隣組規程」と「三曲隣組組長一覧表」が1頁を割いて掲載された（41:10:56）。三曲協会本部より各区隣組に対し、年10円が支給され、会員が隣組に毎年納める組費は1円であった（41:10:59）。

2. 4. 協会の音楽活動

協会関連の音楽活動について、詳しくは別稿に譲るが、尺八報国隊、新作発表会、協会演奏会、芸能大会、隣組献金演奏会という代表的な演奏会についてまとめておく。尺八報国隊は、1940年に集中的に行われ、数十名から2千名が行進しながら《君が代》や《国民進軍歌》を奏するものであった。新作発表会は、新作曲を公募する場合と協会の幹部役員に委嘱される場合とがあり、曲の主題に戦争色は否めないものの貴重な新曲発表の場となった。41年からは、2日間昼夜にわたり計40曲を演奏する協会演奏会が毎年開催された。また、芸能文化連盟所属の諸団体とともに出演する芸能大会が毎年数回開かれ、その都度役員が分担して出演した。42年以降は、三曲隣組献金演奏会が行われた。これは、東京市各区の三曲隣組ごとに演奏会が開かれ、多額の献金を集金したものである。最終的に43年9月に温習会廃止・演奏会許可制、44年には演奏会1年間休止に追い込まれた際も、この三曲隣組献金演奏会だけは中止を免れた。

3. 大日本三曲協会の演奏以外の活動

以上のような状況下で、大日本三曲協会では、警視庁の保安部、情報部からの指示にしたがって演奏以外のさまざまな取り組みが行われた。主な課題として、技芸者制度、練成講習会、奉仕活動、国民貯金組合、楽器の統制、演奏会の統制、を取り上げる。それぞれ

について『三曲』彙報欄をもとに年代を追って述べ、考察していく。

3. 1. 技芸者制度

技芸者制度は、協会設立の直接要因であり、この運用は協会の主要な責務であった。

1940年8月10日に約200名に対して警視庁保安課において技芸者證の第1回下付がなされた。これには三曲協会からも役員が数日前から連日出張して整理し、当日も立ち会った。この日は、三曲界の技芸申請だけでも1,100を超え、各協会からも1万以上の件数があり（40:8:53）、12月までに14,550名に交付されたという（41:1:48）。

入会案内によると、会費は年3円で、東京に稽古所がある人は入会を要するが、報酬を伴わない素人は入会の必要はなかった（40:8:53）。その後も、たびたび協会入会と技芸者登録の必要性が誌上で述べられ、注意喚起が行われた。たとえば、41年4月号には「技芸者證に関する御注意」が2頁を割いて掲載され、詳しい手続きの方法に加え、「当局の取締は段々厳重になります」と注意喚起し、「三曲界だけでも率先して、統制に波立たせないで整然たるものにしたい」と結んでいる（41:4:54-55）。なかには統制の主意に異を唱える人もいて、入会を徹底するのは容易ではなかったようである。

前述のように、40年10月には、警視庁の斡旋によって結成された10団体を統括する組織として「日本技芸者協議会」が成立し、2ヶ月後に東京興行者協会と合わせて芸能文化連盟が成立する下地となった。連盟所属の諸団体は、連盟を通じて芸能大会への出演やさまざまな活動の指示を受けることになった。

従来、技芸者證は、警視庁管下の技芸者のみに下付されていたが、44年4月1日からは、内務省令による興行取締規則によって全国的になった。東京では警視庁から、その他は各府県から下付されることになった（44:5:6）。

このように、技芸者制度を通じて芸能団体の統制が行われた。技芸者制度は、三曲協会の根幹をなすものであり、終始、その入会と規則順守の呼びかけが続けられていた。

3. 2. 練成講習会

1941年12月の真珠湾攻撃以降、いっそう戦争色が濃くなる中で、「技芸者の心身練成の機会を供与し国家の期待に副わしめんとす（42:11:43）」という趣旨に基づいて開催されたのが、「技芸者練成講習会」であった。

第1回は42年11月に行われた。26日午前8時から翌日午後1時にかけて渋谷区の警視庁済美館に1泊し、講師は、海軍少将、文部省、警視庁保安課長、済美館長、行事指導の済美館職員であった。三曲協会は28日が協会演奏会のため、役員5名のみが参加受講した（42:11:43、43:1:42）^{*3}。講習内容は記されていないが、講師から類推すると、国民教化を目的とするもので、音楽的な側面に関わる内容ではなかったと思われる^{*4}。

練成会は、技芸者制度とも結びついていた。43年8月には、新たに申請する芸能者は芸能者練成機関の練成修了者に限られることになった(43:8:27)。9月以降、1期3日間(午前9時半-12時半)毎月2回の予定でおこなわれることになり(43:9:28)、三曲協会は第3回10月21日より松坂屋講堂にて防空服で520数名を収容して行われた(43:11:26)。このようにして同年中に、三曲協会555名、各協会合わせて2,229名、会員総数の約1割が受講した(44:1:27)。

技芸者練成講習会は芸能文化連盟で主催されて6回開催されたが、44年以降は連盟改組のため文部省が行う事になった(44:1:27)。44年2月17日から19日にかけて、三曲長唄邦楽舞踊の4協会上層幹部向けに開かれ、三曲協会からは理事・監事12名が受講した。3月22日から24日にかけては、東京音楽学校奏楽堂で三曲会員300名が受講することになった(44:2:25)。その最中の22日午後には三曲協会結成式が挙行され、その翌日から25日にかけての会長級練成講習会に会長及び副会長が出席した(44:5:5)。また、改組に伴ない、技芸者證は切替となるので、芸能者練成講習会を終了しないと6月末日で失効することになり(日7:44)、協会員全員の受講が求められた。

以上のように、練成講習会は技芸者證制度の一環として位置づけられており、44年には立て続けに開催されてすべての協会員が受講することになった。

3.3. 奉仕活動

1941年11月に「国民勤労報国令」、44年8月には「女子挺身勤労令」が施行され、12歳から40歳までの独身女性に1年間の勤労挺身が義務づけられた(鈴木1995:213、221、吉田;森2007:216)。

三曲界もこれに無縁ではなく、42年10月、「芸能文化連盟では芸能人の体力向上と総力練成のため傘下各技芸者団体を動員して目下後楽園傍に建設中の忠霊塔の勤労奉仕をする事となり」、三曲協会からは10月28日に各区組長を中心に22名が出動した(42:10:41、42:11:36)^{*5}。仕事内容は、土盛りや車押し等の労務であった(藤田1973:80)。藤田はこの時の感想を、「心の清浄さが自分を全くいい事をさせて貰ったと思った」と述べているが(43:8:31)、はたして真意はどのようであったのだろうか。

翌年、43年7月24日大政翼賛会で開かれた芸能文化連盟所属団体の勤労報国隊結成に関する協議会に対処し、8月に連日会議が開かれ、「大日本三曲協会勤労報国隊」が結成された(43:8:26-27)。ただし、当初掲載された要項は後に訂正されており、慌ただしさが伺える。11月30日に結成式が行われ、『三曲』には改訂された要項が掲載された(43:11:29)。

さらに、三曲協会でもより多くの教授師匠も徴用に応じなければならなくなり、三曲協会勤労報国隊において挺身隊を組織し、平素は軍の作業に従事することになった(日

7:47)。一方、上野松坂屋別館では新たに工場が設けられ、「松坂屋軍需縫製所大日本芸能会工場」という名称で44年9月8日開場式を迎えた。工場開場後、三曲挺身隊は9月16日より30名出勤し（日8:29、31）、仕事は軍服の徽章付けなど簡単なものであったという（藤田1973:81）。

以上のように、協会員は、工場勤務という、まったく音楽とは無縁の作業に継続的に従事することを求められた。

3. 4. 国民貯金組合

1941年3月に国民貯蓄組合法が制定され、三曲協会もその一端を担うことになった。42年夏には「戦時貯蓄動員運動」として、「大東亜戦争完遂」のために、「絶対不可欠の条件たる国民貯金は石に齧りついても目標の達成を期さねばならぬ。」「大日本三曲協会員は結束して本運動に極力参加すべき義務がある。（42:7:43）」と誌上に決意が述べられ、翌年8月、大日本三曲協会国民貯金組合が結成された（43:8:27）。ただし、結成式はなく、結成してから内容を吟味したようである。役員等は協会組織から充当され、協会長が組合長、隣組長が理事、常任理事が幹事となり、組合員は1,150名。毎月の定期積立貯金、通帳は各組合員が保管し、毎月2円以上とし（42:11:26）、12月号では役員は3円以上となった（42:12:25）。44年夏の時点で全協会員1,400名が郵便局積立貯金へ加入し、目標額は20万円であった（日7:47）。

また、貯金だけでなく債券消化も推し進められた。42年10月には「大東亜戦争国債並戦時債券消化に関するおすすぬ」として、協会員は既に相当の買入があるとしながらも、東京府当局より、「技芸者の一層のご理解とご奮発を願う事となった。」という（42:10:41）。43年2月には、大日本三曲協会の国債引受額8,000円を各三曲隣組に割り当て（43:2:26）、翌月には各区の引受額が一覧で掲載された。それによると、合計額は8,042円にのぼった（43:3:26）。会長や相談役は数百円を負担したが、仮に『日本音楽』7月号の記事に基づくと、協会員は1,400名で（日7:47）、一般の協会員も各自4円程度は負担したことになる。

同時期には献金演奏会も繰り返し開かれており、協会員は何重にも徴収を受けることになった。

3. 5. 楽器の統制

楽器や素材の規制は、協会発足以前から徐々に始まっていたが、発足後はいよいよ本格化し、協会員は対応を迫られた。

協会発足後間もなく、1940年7月6日公布の「奢侈品等の製造販売制限規則」により、象牙を用いた箏の爪や柱、三味線の撥などは、7月から製造禁止、10月からは販売も禁止

となった。象牙製品中の「琴爪」だけでも奢多品ではなく奏楽に絶対必需品として除外して貰うための陳情を、会長と役員一同より東京府知事宛に提出した（40:8:54）。

9月には、既存の楽器組合が主体となっていくつかの動きがあった。まず、利潤統制に対応し、価格決定前に最高値段等の申請をすることになり、東京尺八連合会が総会で検討、東京楽器商組合でも協議した。輸出統制に関しては、東京必需品輸出組合に加入が必要だが間に合わなかったため、楽器とその部分品及び附属品等は輸出統制によって自由に発送ができなくなった。また、漆配給制度はすでに始まっていたが、7月以来配給が差止められていることに対する善後策を相談したが、10月の漆配給復活を待つこととなり、払底状態となった（40:9:57）。

12月には、東京尺八連合会が、官庁との連絡及び同業者間の融和等の為、時勢に順応して新たに「大日本尺八工芸連合会」を組織した。日本全国に支部を置き、会員は、尺八及び竹管楽器製作販売者であった（40:12:55）。

協会においても材料不足に対応するため、楽器改良が試みられた。42年5月、協会内に「箏に関する新研究委員会」が設けられ、従来の6名（箏曲家4名と尺八家2名）に加え新たに4名（箏曲家2名と尺八家2名）を会長が指名した（42:5:41）。5月14日、協会役員と都下楽器商代表との懇談会で、「1. 箏材料の研究、2. 箏構造の新考案研究、3. 糸しめの簡易を図る新案、」が議題となった。「実用稽古箏として低廉を旨とし」たものを目的とし、6月末に「実地工作試験」を済ませて持ち寄り、年内完成を目指した（42:5:41、42:6:40）。43年1月22日に箏改良研究委員会が開かれたが、「結局材料難の打開策なく一時宿題として保留各自の研究に依拠する事となった。」という（43:2:26）。

以上のように、楽器統制への対応は各方面でさまざまに試みられたが、効果的な策を講じるには至らず、不便を耐えるしかなかったことが伺える。

3. 6. 演奏会の統制

演奏会の統制は、楽器と同様に協会発足以前からその萌芽がみられたが、1943年に一気に加速した。

協会発足直後の40年10月には、邦楽界と舞踊界において、演奏会とおさらいの区別、会場難対策、入場料の制定、お祝儀等について指導的理念が確立されず、一定の規則が要望される為、三曲界においても贅沢にならない範囲の約束条項を協議することになった（40:10:57）。

芸能文化連盟には、芸能に関する諮問機関として「芸能審議会」が創立され、部門（総務部；演劇部；映画部；舞踊部；音楽部；演芸部；競技部）ごとに委員が置かれ、大日本三曲協会からは藤田氏が就任した（41:3:48）。また、「芸能相談所」が芸能文化連盟事務局内に設けられ、関係法規の解説、上演発表や著作権軍事援護慰問従軍等のあらゆる芸

能相談に応じた（41:4:56）。どちらも演奏活動の規制順守のための機関であった。

41年8月号には「演奏会主催者へ注意」として、時間（5時間半以内）と料金（税別2円50銭）、芸芸証に基づいた演奏会出願手続きの方法が示された（41:8:54）。このような時短や入場料規制、芸芸証の重視等によって、少しずつ演奏活動が圧迫されていった。43年4月からは、演奏会を開催する各種講堂の使用に関して、「会堂懇談会」が定期的に行われるようになった⁶。東京会堂主任17名のほかに、芸能文化連盟主事及び職員、各協会書記長、警視庁から係長主事警部補等が出席し、三曲協会からは藤田が出席した。この会議を受けて、誌上では、既に警視庁から発布されている5時間以内という制限規則を一層厳密に履行することが呼び掛けられた（43:4:25）。5月の会議では、演奏会は、「催物内容審議会」にて検討し、協会の推薦を原則とすることを可決した。催物内容審議会の詳細は不明だが、41年に設けられた「芸能審議会」と同一ではないと思われる。すでに芸能に対する貸し渋りと経営難による講堂閉鎖によって会場難は深刻になっており、「時局下演奏会は成るべく不必要と認められるものは遠慮して貰って、その内容に対して審議するということが決議された」という。そのうえ、三曲の温習会は「時局不似合いの贅沢を思わせるものあり」「自粛が望ましい」とも述べられ、規制と自粛の両面から開催が困難になっていったことがわかる（43:5:27）。

8月30日の会堂懇談会では温習会廃止演奏会許可制の内示が協会書記長に伝えられ、9月1日より、温習会禁止、演奏会は許可制となった（43:8:28-29）⁷。その直後から協会役員は頻繁に協議し、温習会と演奏会の対応に迫られた。そして、9月11日に演奏会企画書を提出し、三曲隣組主催の戦艦献納演奏会⁸のみ実施可能となった。このため、9月は6会が中止、10月11日も大分中止となったという（43:9:29）。

9月号に掲載された「演奏会開催に就ての注意（43:9:29）」は、次の3点にまとめられる。

1. 温習会は全面的に廃止。但し、年2回各派合同開催は認める。また自宅などの月没月並会はよい。
2. 専門業者（教授者）のみの研究発表は認める。但し、実際に意義のあるものに限る。
3. 催し物を開催する場合は1か月前に書類を提出し、警視庁保安課の許可を受ける。

演奏会の開催がこれほど制限されることは、三曲界にとって大きな衝撃であったに違いない。誌上では前向きに鼓舞する言説が目立つ藤田であったが、この時ばかりは「文句を言うべき時ではない（43:10:33）」と、三曲家の憤りを抑えるような発言をしている。続いて「力の世の中で、理屈の時代ではない」とも述べており、上層部のさまざまな要求に応じてきた挙げ句に、演奏の場を奪われてしまったことには、相当にやり切れない気持ちがあったのではないだろうか。

44年に入ると、従来の定期的な演奏会は全面的に今後1年間休止となった⁹。このため、3月の移風会等の温習会が中止となり、許可されたのは、戦意高揚生産増強に資する

と判断された、三曲隣組の戦艦献納演奏会だけであった(44:2:24)。これにより、ますます演奏の機会が狭められた。『三曲』および『日本音楽』の戦争期の最終号は44年8月号であるが、実際の発刊は10月5日以降27日以前であったと彙報の内容から推測できる。つまり、10月までこの体制であったとみられるのだが、その後、生活の困窮に加え、空襲が本格化し、規制に関わらず音楽を楽しむ状況ではなくなっていったと想像される。

5. まとめ

本稿は、邦楽雑誌『三曲』にもとづき、大日本三曲協会における演奏以外の活動を再構成して考察した結果、戦争期に三曲家のおかれた状況が次のように明らかになった。設立当初は、三曲界を挙げての大規模な演奏機会や新作を発表する場が提供され、音楽活動に充実した面もみられたが、しだいに演奏以外の活動が大きな割合を占めていった。楽器や演奏会の統制など演奏活動に直接的な事柄への対応だけでなく、奉仕や貯金など、音楽と無縁の分野でも協会の協力が要求された。年を追うごとに協会幹部が国策に追い立てられていく切迫した様子が伺えたが、それでも協会は、一定の成果を示したといえる。また、誌上では、読者を鼓舞する言説もみられた。しかし、のちに藤田は勤労奉仕の工場開場式に関連して「大袈裟にする事が芸能人の為に必要なのであった(藤田1973:81)」と回想しており、紙面での言説も次々に立ち上げるイベントも、贅沢とみられていた三曲の生き残りの方策であったことがわかる。大日本三曲協会が、小グループが並立共存する三曲界において戦争期を通じて中心的役割を担った背景には、国策に進んで応じることによって三曲の音楽活動を守ることに貢献していたからだと思われる。

その一方で、一般の協会員も大きな負担を強いられた。金銭面では、協会会費毎年3円、隣組費毎年1円、国民貯金毎月2円、債券4円、このほかに献金演奏会の負担等が課されたことになる¹⁰。そして、奉仕活動もあり、楽器や温習会の制限もみてきた通りである。最終的に雑誌が発刊できなくなった44年秋以降には、協会のどの活動も不可能になるような事態が生じたはずである。そうしてみると、本稿で扱った期間は、三曲家にとって、演奏以外の活動を強いられながらも、それによって演奏活動が可能となった最後の時期であったといえよう。

本稿は、基礎研究として邦楽雑誌『三曲』の記述を精査することに主眼を置いたが、いくつか注で指摘したように、洋楽研究で用いられている『音楽文化新聞』(戸ノ下2011)にも関連事項がみられた。すなわち、本稿で取り上げた、三曲家が直面した幾多の課題は、和洋を問わず当時の音楽家の試練であったと考えられる。また、本稿で扱ったそれぞれの課題には、関連する法令や国民生活との関連を掘り下げる余地も残されている。今後は、対象資料を広げ、音楽界や戦時の国民生活との関連を含めて考察を深めたい。

【基礎資料】

『三曲』1940年1月号～44年5月号。（このうち1943年10月号、44年3月号、4月号は休刊。）
『日本音楽』1944年7月号、8月号。

【引用文献】

鈴木 裕子

1995 「戦時下の女性 ―「女子勤労」と“性”」 *in* 由井正臣（編）『近代日本の軌跡5
太平洋戦争』東京：吉川弘文館：211-235.

戸ノ下 達也

2008 『越境する近代5 音楽を動員せよ 統制と娯楽の十五年戦争』東京：青弓社.

2011 『音楽文化新聞』全3巻、金沢：金沢文庫閣.

藤田 俊一

1973 『現代三曲名鑑』東京：日本音楽社.

由井 正臣

1980 『図説 昭和の歴史8 戦争と国民』東京：集英社.

吉田 裕；森 茂樹

2007 『戦争の日本史23 アジア・太平洋戦争』東京：吉川弘文館.

【注】

*1 日本三曲協会は、社団法人を経て、現在は公益社団法人日本三曲協会。2010年8月発行の
会員名簿によると会員数は5,000余名。

*2 別に会報も発行されていたが、未見である。

*3 日程に相違があり、11月号では27日から28日、1月号では26日から27日となっている。協
会演奏会が28日であり、また、記事内容から1月の情報が適切と判断した。

*4 『音楽文化新聞』（43年1月20日号1頁）には、1月28日と29日に東京女子師範学校講堂で行
われた音楽教師向けの練成大会の詳細が記載されている。それによると、音楽教育の講演や演
奏家を招いた音楽鑑賞が項目に挙がっている。三曲協会の練成会とは異なり、このように音楽
的な側面が中心に扱われる練成会もあった。

*5 人数に相違があり、10月号では25名、11月号では22名。記事内容から11月号が適切と判断
した。

*6 第1回は4月の「講堂主任会議」。その後「講堂懇談会」、「会堂懇談会」と名称が変更さ
れた。

*7 8月の会堂懇談会における通達の正確な内容は不明であるが、戸ノ下氏によれば、洋楽
に対する踏みこんだ統制である、情報局から出された「演奏企画指導要領」があり（戸ノ下

2008:103)、この詳細は『音楽文化新聞』(1943年8月20日号4頁)に掲載されている。会堂懇談会でもこれに類似した指示が出されたと考えられる。

*8 戦艦献納演奏会は、42年11月の戦艦「比叡」と「霧島」の喪失を契機に、43年4月から盛んになった献金演奏会。『音楽文化新聞』(43年2月20日11頁、3月1日号8頁、6月20日1頁など)によれば、三曲のみならず舞踊や洋楽でも同時期に行われた。

*9 詳しい経緯は不明だが、44年2月に出された「決戦非常措置要項(戸ノ下2008:103)」が直接の契機と考えられる。

*10 現在と単純には比較できないが、『三曲』の購読料が30銭、有料の演奏会が1円から3円であったことを考慮すると、この時期の1円は現在の2,000円程度と推測される。

*本研究はJSPS科研費23720075の助成による。

表2. 大日本三曲協会における演奏以外の主な活動*

年月日	行事
1940/6/26	創立総会及び発会式@日本橋倶楽部
1940/7/30	象牙製品に関する陳情書提出@東京府庁
1940/8/10	第一回技芸證下付@警視庁保安課
1940/10/24	日本技芸者協議会結成懇談会@警視庁高等官食堂
1940/12/26	芸能文化連盟創立総会と発会式@歌舞伎座
1940/12/27	国民進軍歌普及に対する感謝状贈与式@軍事保護院援護局長室
1941/2/2	渋谷区三曲隣組組織
1941/3/30	第一回定期会員総会@一橋講堂
1941/6/26	大日本三曲協会創立一周年記念日時局講演会@帝国教育会館
1941/8/25	空襲下における音楽芸能に関する指令
1941/9/21	大日本三曲協会三曲隣組長会議@蚕糸グリル
1942/4/3	第二回定期総会@保険協会講堂
1942/5/14	本協会と都下楽器商代表との懇談会@赤坂高橋記念公園広間
1942/10/16	戦時債券消化に関する説明@麹町宝亭
1942/10/28	東京市忠霊塔建設工事勤労奉仕
1942/11/26	芸能者練成講習会(27日まで)@渋谷区警視庁済美館
1942/12/7	大東亜戦争一周年記念式@日本劇場
1943/1/22	箏改良研究委員会@赤坂高橋記念公園広間
1943/4/4	第三回定期総会@電気倶楽部
1943/4/6	講堂主任会議@丸の内中央亭
1943/5/14	講堂懇談会@麹町宝亭本店
1943/5/18	戦艦献納金各組及各会への感謝状と領収書受領

1940年代前半における大日本三曲協会の活動（福田）

1943/8/30	会堂懇談会@丸の内中央亭本店
1943/9/11	演奏会企画届提出@警視庁
1943/10/21	芸能文化連盟練成講習会（23日まで）
1943/11/4	会堂懇談会@麴町宝亭
1943/11/30	大政翼賛会文化団体勤労報国隊結成式
1944/2/17	練成講習会@駿河台東音分教場（19日まで）
1944/3/18	大政翼賛会文化部芸能団結成式@講堂
1944/3/22	三曲協会練成講習会@東京音楽学校奏楽堂（24日まで）
1944/3/22	大日本三曲協会会員総会及三曲協会結成式発会@蚕糸会館
1944/3/23	会長級講習会@駿河台東音分教場（25日まで）
1944/4/11	大日本芸能会創立総会@情報局第一会議室
1944/4/16	常任理事会及び三曲協会女子挺身隊結成式@中島邸
1944/5/27	三曲協会練成講習会@東京音楽学校（29日まで）
1944/6/17	芸能会役員会及社員総会@大東亜会館
1944/8/23	三曲協会東京支部発会式@赤坂高橋記念公園広間
1944/9/8	大日本芸能会工場会場式@松坂屋軍需縫製所
1944/9/16	工場作業開始

*『三曲』及び『日本音楽』彙報欄に基づく。彙報欄にはほかに、理事会、役員会、書記長連絡会、組長会議、各種打合せ、相談会、懇談会、協議会、設立準備委員会等が記載されていた。

ふくだ ちえ
お茶の水女子大学非常勤講師

